

井原市建設工事最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、井原市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る競争入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13により準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低制限価格を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 対象工事は、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）100万円以上6,000万円未満の建設工事とする。

(最低制限価格の決定方法)

第3条 最低制限価格は、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（昭和61年6月26日採択）」を基準に算出した額とする。

(落札決定)

第4条 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 最低制限価格未満の価格をもって入札した者は、失格とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する建設工事について適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。